

1. 目的

昭和女子大学（以下「本学」という。）は、研究活動においては、社会に広く貢献する研究活動を促進し、その成果を社会に還元することで昭和学園の建学の精神である「世の光となろう」を体現することを目指している。本ポリシーはこの考えのもと、本学における研究資料及び研究データ（以下「研究データ」という。）の管理と保存並びに公開・利活用についての指針を示すものである。

解説：「1. 目的」について

21世紀の知識社会の高度化、グローバル社会・ダイバーシティ社会の進展は、既存の社会的枠組みを変化させるとともに、格差拡大、少子高齢化、環境問題など深刻な課題を生み出している。こうした課題の解決と社会の改革に学術的に寄与するため、昭和女子大学（以下本学という。）ではオープンサイエンスを推進しその卓越した研究成果を広く公開することで昭和学園の「世の光となろう」という建学の精神を体現する。また、本学はその創立当初から文芸作品の蒐集・研究を始めとする「知」のアーカイブス化に積極的に努め、次代に引き継ぐべき遺産としてその管理・保存を進めてきた。本ポリシーではこの精神を引継ぎ発展させ、本学の研究活動の過程で生まれた「知」について研究の健全性と合わせて「保存・管理」し、「公開」することで次代の「利活用」に貢献することを目指す。

特に国の競争的研究費を利用した研究活動においては、その研究費の公共性を鑑み、オープンサイエンスに重点的に取り組む。

2. 研究データの定義

本ポリシーが対象とする研究データとは、本学における学術研究活動の過程で研究者により収集又は生成された情報を言う。

解説：「2. 研究データの定義」について

「2. 研究データの定義」であつかうデータとは、「昭和女子大学研究資料等の保存管理に関するガイドライン」の＜保存管理する研究資料等の範囲＞で示したもののうち、電磁的な形態により管理可能なものをいい、収集又は生成した研究データだけでなくそれらの分析記録・結果等も含まれる。

3. 研究データの管理

研究データの管理並びに公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、決定できる。ただし、法令及び昭和女子大学の規程その他これに準ずるものの範囲内、並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内に限る。

解説：「3. 研究データの管理」について

研究データの管理並びに公開の可否、利活用の方法及び時期は原則として研究者が決定することができる。ただし、その保存期間や保存の例外・研究資料の範囲等については「昭和女子大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」及び「昭和女子大学研究資料等の保存管理に関するガイドライン」に基づき決定するものとする。研究資料の保存管理に当たっては「昭和女子大学研究資料等の保存管理に関するガイドライン」の＜研究資料等の保存管理期間＞にあるとおり後日の利用・参照・研究者自身の活動の正当性や信頼性の証明等に用いる場合に備え、メタデータの整備や検索可能性・追跡可能性等の担保に留意しなければならない。

4. 研究者の責務

本学において研究に携わる者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供することが求められる。

解説：「4. 研究者の責務」について

研究者の定義は「昭和女子大学研究資料等の保存管理に関するガイドライン」の定めによる。

研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。また、研究者は研究データを適切に管理・公開することでその散逸を防ぎ、学術の発展・承継に貢献する。特に「科研費」等国の競争的研究費、外部資金を活用した研究については、研究活動の公正性・信頼性の担保の側面からも、これを積極的に行う。

なお、他機関への異動または退職する場合は研究データの保管方法を定め、届け出なければならない。

5. 大学の責務

本学は、研究者による研究データの「管理と蓄積」「公開と利活用」を支援し、その環境整備に努める。

解説：「5. 大学の責務」について

本学は、研究データを適切に管理・公開するための環境の整備に努めるとともに、研究データ公開のための学術機関リポジトリを整備し、メタデータ作成の支援を行う。また、研究データ管理に関する情報提供や啓発活動を行う。

6. ポリシーの見直し

本ポリシーは、社会情勢や学術環境の変化等の必要に応じて、適宜見直しを行う。

解説：「6. ポリシーの見直し」について

ポリシーならびに解説については、必要に応じて見直しを行う。